
- ○企業日本人駐在員の方々に対する滞在許可証の更新手続きの変更について
- ○フランスにおける「アルコール検知器」の車輌内装備義務化について
- 〇シェンゲン域内への移動時の注意 (よくある勘違い)

○企業日本人駐在員の方々に対する滞在許可証の更新手続きの変更について

労働許可証の更新後、滞在許可証の更新に時間を要するケースが生じている点について、ベルギー内務省より現行法の中で可能な更新手続きの見直しが提示されましたので、お知らせします。 詳細はこちら(http://www.be.emb-japan.go.jp/document/ryojibu_120626.pdf)をご覧ください。

○フランスにおける「アルコール検知器」の車輌内装備義務化について

在フランス日本国大使館からの情報によれば、フランスでは、2012 年 2 月 28 日付政令により、2012 年 7 月 1 日から原付バイクを除く全ての車輌にアルコール摂取量の検査器具 (Ethylotest) を 常備することが義務付けられました。

実施は7月1日から始まり、11月1日以降は違反者への違反切符が切られますのでご注意ください (罰則金11ユーロ)。

なお、検査器具は、フランス国内ではアルコールを供する飲食店、薬局、スーパー、オートショップ等で販売されています。ベルギー国内でも「AUTO5」等のオートショップで販売されていますので、車でフランスに行かれる方は、事前に「アルコール検知器」をご購入の上、車輌内に装備することをお勧めします。

政令の詳細は、こちら(http://vosdroits.service-public.fr/F2881.xhtml)をご覧ください。 仮訳は在マルセイユ総領事館ホームページ(http://www.marseille.fr.emb-japan.go.jp/jp/ryouji/alc ool%20kenchiki.html)に掲載されています。

〇シェンゲン域内への移動時の注意(よくある勘違い)

ベルギーで発行された身分証明書のみを携行してシェンゲン域内の国を訪問される方が多く見られます。シェンゲン域内を身分証明書のみで移動できるのは、シェンゲン域内の国籍者であり、我々日本人の場合は、外国人であるため、日本国のパスポートを携行する義務があります。

実際、パスポート不所持として、在ベルギー在留邦人がオランダで当局に拘束された事例や、在

ドイツ在留邦人がベルギーで当局に拘束された事例が発生しています。

特に、自家用車や電車による陸路移動の場合は、パスポートを忘れがちですので、ご出発前にご 確認ください。

なお、万一、ベルギー以外でパスポート不所持等の理由で当局により身柄を拘束された場合は、 希望すれば、拘束の事実を現地の日本国大使館又は総領事館に通報され、担当領事と連絡を取るこ ととなっています。